

利府松島商工会だより

商工りふまつしま

町民版
第2号

発行日：平成31年2月

発行者：利府松島商工会

会長 福田 正朗

利府事務所：宮城郡利府町中央2丁目8-3

T E L . 022-356-2124

F A X . 022-356-6088

松島事務所：宮城郡松島町高城字浜1-27

T E L . 022-354-3422

F A X . 022-354-4054

<http://www.rifumatu.miagi-fsci.or.jp/>



利府松島商工会
会長 福田 正朗

新たな時代の幕明け

利府町、松島町の皆様には、日頃より本会の事業運営にあたりまして格別のご理解、ご協力を賜り、心より感謝申し上げます。

平成の時代も三十一年となり、来る五月には新たな時代の幕が開かれようとしており、地域を取り巻く環境のスピードは急激に加速させております。

利府町では東京五輪のサッカー開催を目前に各種取組みの仕掛けづくりに奔走しなければならない時期となり、またJR東日本新幹線総合車両センター北側に、大型商業施設「(仮称)イオンモール利府 新棟」が敷地面積は約十四万八千平方メートルで開業予定とされており雇用創設と活性化に期待を寄せております。

松島町では県松島公園の復興工事が最終局面となり、更に二〇一五年に閉館したマリンピア松島水族館の跡地利用として集客・体験型施設が整備されることとなり、震災後落ち込んだ観光客の呼び戻しとインバウンド誘致施設としての期待が高まっております。

このような状況の下、地域が変化に対応するとともに、魅力を向上させ、住んでいる方が利便性が向上したと実感できます。両施設ともに二〇二〇年の開業を目指し準備が進められていることからも、両町の特色を活かした活性化事業に商工会として協力するとともに、激変する経済環境に対し、事業者様へ寄り添つた支援を強力に推し進め、ひいては住む方々への貢献にも寄与できればと考えております。これからも地域経済の活性化と産業の振興を図り、安心安全で暮らしやすい町づくりに貢献して参る所存でございますので、今後も商工会の事業活動にご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

松島ブランド 新たに7点認定!!



平成27年2月より、松島町の本来の良さを活かしつつ、新生・日本三景松島みんなで創る「魅力新発見ストーリー」というコンセプトに沿った新たな魅力を盛り込んだ特産品、観光資源・観光プログラムを「松島ブランド」として認定しています。

今年度は、新たに以下の特産品4点、観光プログラム3点が認定をうけました。現在、17点の特産品と6点の観光プログラムが「松島ブランド」として認定を受けています。



松島ブランド

特産品



観光プログラム



事業所名：(株)むとう屋

認定品名

松島サイダー



事業所名：斎藤精肉店

認定品名

松島みそ牛タン



事業所名：斎藤精肉店

認定品名

松島みそホルモン



事業所名：きむら食堂

認定品名

中華式牡蠣の柔らか煮

利府松島商工会 会員交流会を開催

会員交流会の様子▶



▼講師の伊藤惇夫氏



1月23日（水）に、松島センチュリーホテルにおいて利府松島商工会会員交流会を開催しました。会員間の交流や地域間の連携を構築することで、異業種における経営ノウハウの情報共有とビジネスマッチングによる会員事業者間の取引促進等、新たな事業活動の展開を支援し、ビジネスチャンスの大を図るとともに地域経済の活性化に繋げることを目的に開催しております。

当日は、熊谷利府町長、櫻井松島町長、及川利府町議会副議長、色川松島町議会副議長、利府松島商工会会員等七十六名が参加し、政治アナリストの伊藤惇夫氏を講師に「この国の政治・経済の行方」をテーマに講演を頂きました。講演後の交流会では、会場のあちこちで名刺交換をされていました。また、平成三十年度に会員になられた事業所の紹介などを行い、ビジネスチャンスに活用されていました。



女性部活動報告

女性部は、講習会や地域イベントへの参加、交流事業を展開しています。

今年度は県内外の女性部を3件受け入れ、「おもてなし交流事業」を実施しました。この事業は「食や文化等の地域の魅力」を紹介

するプランで、梨もぎ体験や、瑞巌寺で施設のガイドをするなど、両町の良い部分で「おもてなし」を行い、好評です。

利府梨まつりでは、「利府風お好み焼き」を販売、松島産業まつりでは「松島のりしんじょ汁」を販売し、地域に密着した女性部活動を展開しています。

「おもてなし交流事業」



青年部活動報告

青年部では、毎年ワクワクカップリングパーティーを開催しております。昨年は松島海岸を会場に男女各20名が参加し、10月14日（日）に開催いたしました。回転トークやチャーターした観光船による松島湾内のクルージング等を通し、6組のカップルが誕生しました。参加者からは松島の良いところをたくさん紹介して頂き、改めて松島で観光したい等の声が聴かれ、今後も継続していくことを心に誓いました。

我々青年部は若い力を活用して地域活性化に取り組んで行きます。

商工会は、企業に寄り添い 地域企業の発展と 地域活性化を目指します

経営・税務・経理・労働・金融のご相談は商工会へ

経営に関するお悩み事があれば、

利府松島商工会までお気軽にご相談ください。

商工会は、主として市町村における商工業の総合的な改善発達を図るとともに、社会一般の福祉の増進に資することを目的として、商工会法に基づき設立された特別認可法人です。全国の市町村に設立されており、商工業者の経営支援や地域の活性化を図るために様々な活動を行っています。宮利を目的としない地域の唯一の経済団体であり、地域商工業者等の指導機関として、国指定の経営改善普及事業と地域総合振興事業に取り組んでいます。



商工会では、事業者が持続的経営を行うのに必要となる、基本的な計画の作り方や資金計画の作り方など経営計画策定セミナーや専門家による個別相談会も開催しています。また、創業予定者や創業後間もない方を対象にしたセミナーも開催しています。



創業セミナー



個別相談会

創業をお考えの方へ

国、宮城県、利府町、松島町や創業支援機関と連携し、創業を予定している方や新たな事業分野開拓を志す起業家のための上記のセミナーや個別相談会の他に、創業支援を商工会の経営指導員が随時・個別に行ってています。

創業に関する融資の相談も受け付けておりますのでお気軽に商工会へご連絡ください。



税務・経理

お任せ下さい



毎日の帳簿整理や税務申告はお任せ下さい。

毎日の帳簿整理が苦手な方は、商工会にご相談ください。「税金の各種控除が知りたい」「青色申告制度ってなに?」など皆様の様々なお悩みに対し、帳簿の付け方から決算、申告の仕方まで適切にアドバイスいたします。



記帳機械化で日々の負担を軽く

元帳作成など面倒な記帳業務を皆様に代わって処理します。
※月額5,400円からご利用できます。(個人事業主限定)

ご自身で記帳をされる方には…

安心・楽々な経理システム 「ネットde記帳」

<http://www.shokokai.or.jp/kicho/index.html>

「ネットde記帳」は、インターネットを利用した経理システムです。伝票入力や決算、各種申告書作成等が「いつでも」「どこでも」「誰にでも」簡単に行えます。



商工会が丁寧にサポート!

万全のセキュリティで安心安全!

建設業・不動産業・農業にも対応!

※年額36,180円でご利用できます。



経営は事業者の自主活動、自己創造、自助努力、行動力によるものが基本ですが、商工会をご活用いただくことによって、ご自身一人だけで行動するより大きな成果を生むことができます。

相談等は基本無料。会費は個人事業所は月額1,200円から、法人事業所は月額1,600円からとなっております。(事業規模によって異なります)

平成31年度 利府松島商工会地域貢献計画

平成31年度、利府松島商工会では、次に掲げる事業に積極的に取り組み、利府町、松島町の経済発展と地域特性を活かしたまちづくりに寄与します。

① 経営改善普及事業を効果的に実施します。

- 定例金融相談窓口開設の継続(毎月1回・日本政策金融公庫)
- 商工会相談窓口の充実(FAX、メールでの相談受付)
- 小規模事業者経営改善資金の活用促進(1指導員5件)
- 巡回訪問による支援の強化・充実(1事業所年3回)
- 企業向け補助金申請の支援
- 宮城県よろず支援、ミラサポ、専門家等の活用啓蒙および各機関との連携強化
- 創業者や第二創業者等の育成
- 事業承継計画の策定支援
- 経営発達支援計画に基づく「伴走型支援」の拡充
- 持続的な事業継続のための経営計画策定の支援



② 消費税軽減税率対応事業を推進します。

- 消費税軽減税率対応窓口の開設(随時)
- 消費税軽減税率対応講習会の開催(年1回)
- 個別相談会の開催(年4回)



③ 各種イベントを積極的に協力します。

- まつの市(5月~8月、月1回開催)、産業まつり(10月)
- 利府梨まつり(9月)
- 松島大漁かきまつりin磯島・かき祭りへの参加・協力(11月、2月)
- 利府海産物まつり(2月)

④ 商業・観光振興の活性化をはかります。

- 松島ブランド商品認定事業の継続実施
- 利府・松島間交流事業…商工会員交流会の開催
- 100万会員ネットワークによる会員企業情報の発信
- 割増商品券発行事業及び売出し事業の実施



小規模企業振興基本法

小規模企業振興基本法とは?

国の施策の方向性について明示



平成26年6月20日「小規模企業振興基本法」が制定され、国は全国各地で頑張る事業者の皆様に対する支援を強化することとなりました。また、商工会は市町村や金融機関等と連携しながら、今まで以上に経営支援を行います。

今後、小規模企業振興基本法に基づき、様々な国の施策が実施されることとなります。

商工会では常に最新の施策をご紹介・ご案内いたしますので、ぜひご活用ください。



利府事務所：宮城郡利府町中央2丁目8-3
TEL.022-356-2124 FAX.022-356-6088



松島事務所：宮城郡松島町高城字浜1-27
TEL.022-354-3422 FAX.022-354-4054